

## 会 議 録

会議の名称	第2回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	子ども家庭部 子育て支援課長 富田 絵実、児童青少年課長 鈴木 剛 子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子 子育て支援係長 福井 英雄、児童青少年係長 前田 裕女
開催日時	令和元年10月10日(木) 午前9時15分から 11時45分まで
開催場所	市民会館萌え木ホール B会議室
出席者	部会長 水津 由紀 委員 小川 順弘、古源 美紀、鈴木 隆行 アドバイザー 喜多 明人
傍聴の可否	可
傍聴者数	4人
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1) 成果目標の設定の仕方(基本的視点1) (2) 施策の方向性ごとの整理(基本的視点1) (3) 子どもの権利の「重点事業」にあげるべき事業の整理(基本的視点1) (4) その他(その他の視点に対する意見等) 3 閉 会
会議結果	別紙のとおり
発言内容 発言者名 (主な発言) (要旨等)	別紙のとおり
提出資料	(1) 次 第 (2) 資料4 基本的視点1事務局案 (3) 資料5 評価指標一覧 (4) 資料6 新旧対照表
そ の 他	

## 第2回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会 会議録

○水津部会長 ただいまから第2回子どもの権利部会を開催いたします。

1回目では、アドバイザーの喜多先生と児童青少年課から、子どもの権利に関する基礎知識や、子どもの権利を考える上での大切な視点についてのレクチャーがあり、成果指標については、現案のような数値指標が必ずしも子どもの施策の評価となじまないというお話から、文章による表現に変更したものを2回目にもんでいくということで、お話をしたかと思えます。

今日話し合うこととしては、前回決まったスケジュールでいくと、成果目標の部分と、1-1、1-2の部分の施策の方向性に見合った事業が入っているかの点検、それと、子どもの権利の重点事業に挙げるべき事業の整理ということになっております。

事前に皆さんには資料をごらんいただいていると思いますが、事務局からの説明をお願いいたします。

○児童青少年係長 事務局です。資料の説明をさせていただきます。

事前に送付させていただいた資料4ですが、こちらは事前送付時点は基本的視点1のみとなっておりますが、本日、基本的視点の2、3についても成果目標案を作成しましたので、追加分を含めて差しかえをさせていただいております。

主な変更点といたしましては、1枚目に記載させていただいているとおり、成果目標の文言の整理と、それぞれの施策の方向性への各事業への組みかえとなっております。

今回は、子どもの権利に関する視点からの組みかえということで、目標1については、喜多先生のレクチャーにもあった「命が脅かされず安心・安全に生きること」が最も重要な権利というお話から、「子どもの最善の利益を支えます」という目標1の「最善の利益」という文言は、「安全で安心して生きること」と定義し、再考をしたものになります。

その結果、施策の方向性としては、4つ。命を守る相談救済窓口の充実、2つ目が直接的暴力からの保護、3つ目が犯罪抑制、4つ目として、子どもの権利の普及という方向性で、子どもの命を守るための施策を推進していく計画案となっております。

目標2については、施策の方向性について文言の変更はありませんが、成果指標で整理した事柄について達成するための事業として、事業の組みかえを行いました。目標2の最大の目的としては、若者になったときの自己肯定感や能動的活動意欲の低下を防ぐ

ための自他の尊重にかかわる体験・経験という部分へのアプローチと定義をさせていただいたところでは、

本日お配りした目標3から6については、部会の検討の範囲ではありません。ただ、事業の組みかえ等の参考になればと思い、本日つけさせていただきます。こちらについては、本体会議でお示した素案の第2案からの変更部分としては成果目標の部分を目標1、2に合わせて変更しただけと考えていただければと思います。

再検討した過程と結果については、資料6の新旧対照表のとおりです。こちらは議論に必要な目標1と2の部分のみとなっております。

左が本体会議で審議していただいている公式での現状第2案。中央は、前回の子どもの権利部会終了後にコンサルティング会社に依頼して作成させたもの、そして一番右側が本日資料4としてお示ししている修正案という形となっております。

わかりづらい部分としては、本体会議で示している第2案を基準に作成しておりますので、資料6の目標1に関する施策の方向性の順番が前後しております。例えば資料6、1枚目の施策の体系の図では1-1から1-3、1-4という順で並んでいますが、左の1-1「子どもの権利を浸透させる基盤整備を進めます」というのは、中央の表では1-2に該当し、右側の最終、今回の資料4の案では1-4に該当します。

そのため、2ページ目のつくりとしては、左の原案1-1に呼応する形で、中央が1-2、右側の修正案が1-4が掲載されているようになっております。

資料6の見方としては、左側の全文記載に対して、中央、右側が空欄になっているもの、それはそのまま左側から流れて同じものを掲載しているという意味ですので、この表から何が足されて、何が引かれているのかというのがわかるような形につくっております。

最後に資料5についてですが、計画の達成状況の点検・評価を行うに当たり、行政視点だけではなく、市民視点での成果も把握したいと考え、成果指標については、計画全体と、基本目標、それぞれ1から6に対して2つずつの指標を設定し、成果が達成できたかを確認する方法として、他市の計画等を参考に、一覧でまとめた形で、本日お示しさせていただきました。本資料は計画の第4章の最後か、第5章に入れる方向で考えております。

本日は、成果指標の議論の参考として、提示させていただきました。

説明は以上です。

○水津部会長　それでは、議題に入りたいと思います。それでは、成果目標について話し合いたいと思います。では、成果目標の1の分の4の38ページの子どもの育ちを支えますの1の目標1と2の部分ということで、いかがでしょう。ご意見をいただければと思います。

○児童青少年係長　前回のお話で、単純な数値目標、数値での成果指標を置くのではなく、目指すべきところ、こういうふうに進んでいくんだというところを文章で示したほうが良いというご意見から、今回、資料4でお示ししているような文章での、それぞれ1-1、1-2、1-3、1-4といった形で整理をさせていただいているところです。

ここの事業の成果目標が、これだけだとどういう方向を目指しているのかもわからないというようなお話がございました。それを受けて、最終的には本日、一番右側にあるように、事業の成果目標というタイトルもどかして、この施策の方向性では、こういうことを目指しているんですよというような文言で整理をさせていただいたところです。

また、こちらにありました成果指標につきましては、市民目線で、どれだけ成果が上がっているのかというの、5年の計画の終わりには確認したいよねというところで、資料5として一覧にあるようなアンケートでの実感を確認したいという形でまとめさせていただいております。その点について、ご議論をいただければと思っているんですが、いかがでしょうか。

○水津部会長　かなりわかりやすく書いているとは思いますが、ご意見があれば、ぜひ。どうぞ。

○古源委員　今お話のあった、成果目標を文言であらわすといったところは非常にわかりやすくなって、この対照表を見ると、ほんとうにわかるんですけれども、認知度の目標値から、この目指すべき姿を文言に変えたという理解でよろしいんですよ。

○児童青少年係長　はい。

○古源委員　このことに関しては非常にわかりやすくなったと思っております。この1-1の子どもの権利侵害に関する相談及び救済窓口の充実という、ここにも早期発見、早期対応というのを入れていただきたいなと思います。もちろん、2のところまで、いじめ・虐待等の防止の早期発見で入っているんですけれども、やはり、その相談窓口というのは、早期発見に一番つながることかと思っておりますので、その文言が入っていたらいいんじゃないかなと思いました。

あと、大きなところなんですけれども、6つある目標の目標1なんですけれども、ここが子どもの最善の利益を支えますとなっているところなんですけれども、ここを、子

どもの最善の利益に含まれると思うんですけども、子どもの安心・安全を守りますというのを目標1にしてはいけないのかなと。していただけるのであれば、何かそれが、先ほどもお話あったように、命が脅かされずに安全・安心で生きていくということが目標1の内容ですよと事務局のほうからご説明があったと思うんですけども、それを子どもの最善の利益という形で大きな形にしていくのか、これは命のことですよ、大事なことは命なんですよと目標1を絞るのか。そのあたりを皆さんでご検討いただけたらと思いました。以上です。

○水津部会長     ありがとうございます。それはどうですか。

○福井係長     ご意見ありがとうございます。基本目標の部分子ども・子育て会議の本体会議に諮る必要ありますので、いただいたご意見踏まえて、事務局で検討の上、本体会議のほう出させていただけようと思います。確かに目標1、子どもの最善の利益を支えます、ほかの意味も内容、文言として漠然としているので、子どもの安全・安心を守りますのほう、よりわかりやすくなるかなという印象を受けています。持ち帰って本体会議ということで進めさせていただきます。

○古源委員     お願いいたします。

○水津部会長     では、ご意見をまだということで、次、何かございますでしょうか。

○鈴木委員     子どもの権利侵害に関する相談、救済窓口を充実しますというところなんですけれども、この内容としては、いいと思います。この趣旨でいいと思うんですけども、このタイトルの文言が、子どもの権利侵害に関する相談及び救済窓口と言われてしまうと、今必要なものは子どもの権利を侵害しているのかと、これは権利として認められていることなのかというワンクッション置いて考えて、相談できるか、できないかみたいな、何かそういう印象を受けるから、何か少し、この権利侵害とは何かと考えさせてしまうので、ちょっと検討の余地があるかなとは思ってますね。

漠然とした意見だとあれなので、もうちょっと言うと、子どもの権利を守るとか、尊重するとかということは、ある程度当たり前だと思っているのであれば、子どもの権利を守るためのとかという、そういうぐらいのソフトな表現にしてもいいかな。侵害に関すると言われちゃうと、これはほんとうに関しているのかという議論に、何か不毛な議論になりそうなので。

全体に子どもに関する相談窓口なんです。権利、関係するとか、しないとか関係なく、子どもが安心・安全に暮らせるとか、充実した生活を送れるとか、そういうの、一切合

財含めて相談窓口だとしたら、ちょっと変えたいなという感じがするんです。

もしくは、権利に関する部分だけ、その相談窓口だけ、ここに持ってきて、ほかの相談窓口は別のところにあるとかという分け方になっているわけじゃないんですよね、今。

○児童青少年係長　そうですね。本体会議、第2案で出させていたときには、権利侵害に関するものと、子どもが子どもらしくというか、その子自身の、らしく生きられるための相談で分けていたんですけども、喜多先生のレクチャーのときに、相談の窓口、らしく生きるためのでもあるけれども、命、安全にかかわるとというのが根本にあるよねというお話がありましたので、今回、相談窓口については1つに集約をさせていただきます。

○小川委員　鈴木委員と同じ考えなんですけれども、このところは、権利という言葉に関して、いろいろ微妙に感じ取る人がいるので、表題にあるように、子どもの命と心に関する相談及び相談窓口としたほうが、もっとわかりやすくなっていくのかなということを感じました。

それから、ちょっと話ずれるかもしれないんですけども、評価指標のところ回数というのが何回か出てきているんですけども、これは回数が多くなればよしとするのか、減ればよしとするのか、量なのか、質なのかというところを、やっぱり考えていかなきゃいけないかなというのは感じています。

○水津部会長　そうですね。この権利という表現のところの問題は、どうでしょうかね。

○古源委員　せっかく、この文言にした成果目標のところでの一番に、その命と心を守ることが子どもの権利にとって大事と書いてあるのに、表題で、これを持ってきちゃうのはもったいないかなと思いました。

○水津部会長　そうですね。じゃ、そこ、ちょっとご検討いただいてもよろしいでしょうか。

○児童青少年係長　はい、わかりました。

○水津部会長　あとは、小川先生の評価指標のところですよ。それは前々から子育て会議で、かなり長い議論になっているところで、件数というとり方が非常に違和感があるというのが幾つかあって、ただ、行政的な評価指標のためには、その数値は必要なかということが議論になっているところなんですけど、その辺はいかがですかね。この回数指標というのは、どうしても必要なものですかね。

○福井係長　評価指標の部分に関しては、可能な限り数値、行政が行った活動に関する数字ですね。回数とかで記載してあって、できないものについては検討とか、あるいは実施状況に関

して試行とかって、あるいは拡充とか、そういった記載をしたいなど、全体的に考えているんです。

○水津部会長　そうですね。確かに、相談回数が多ければいいのか、少ないほうがいいのか。鈴木さん。

○鈴木委員　本体会議でも、ずっと議論になっていたと思うんですけども、数値で評価したい理由は何ですか。

○福井係長　活動量として、数字ですと明確にわかる。特に前年度、あるいはそれ以前との増減を見て、数量的な変化で見て、活動量がどうか、今後どういった対応をすべきか、その辺が見えやすいかなという部分、なるだけ数値に記載してということですよ。

○鈴木委員　確かに数字だと、上がった、下がったで、ある意味、一喜一憂できるので、いいかなとは思いますが、それは非常に危険で、その数字さえ上がればいいのかと行政側が思っているのかと市民にとられてしまうんです。だからこそ、回数と言われたら、回数が増えればいいのかという判断になると思うんです。実際にはそうではないと思うし、行政としても。こちら側というのかな、行政側としても、成果が上がっているのか、下がっているのか、できれば上がっていてほしいというのはあって、上がるように努力したいと思っているのは、みんな同じだと思うので、そういう意味からすると、これは目標というか、参考数値なわけですね。参考数値として相談件数がどうだという数値を上げることは、全くもって問題はないですし、僕はいいと思います。

その上で評価をどうするかというのは、その数値をもとに行政がどういうふうになっているのかというのを書けばいいと思うんです。例えば相談件数は増えているけれども、ほかにこういう数字ではあらかわせない要因があって、問題は山積しているけれども、それに対して増えているとか、減っているとか、解決してとか、多くなっているんで、この程度に関しては、我々はよいと思っていると、そこは自信を持って出してもらって、その上で本体会議がそれを審議するというスタイルでもいいんじゃないかな。

その参考データが単純に回数であったり、何かほかの数値かもしれないんですけども。そういうふうになれば、仮に数値が上がろうが、下がろうが、それはどうであるかという判断はできると思うんです。よいと思っているか、悪いと思っているかというところを、個人的な一市民としては気になるところで、よいと思っているかどうかというところを出してほしいんです。

○水津部会長　どうぞ。

○小川委員　さらに付け加えれば、私は件数ではなくて解決した、課題が解決した件数は、その割合はどうかということの方が大事だと思うんです。数が増えるからいいとかじゃなくて。それから、こういう課題というのは、前期で解決した、後期で解決したというような短期的なものじゃないことが多いので、継続的な件数が今幾つになっているというようなこと。それを示すことで、ここに対する人的な保障だとか、予算の配置なんていうのも、これだけの件数があって、継続的にこれだけやっていて、だから人が足りないから予算をつけてほしいんだということまで話が持っていけるのかなと思うんですけどね。ただ件数が増えた、減ったというのは違うだろうなと思っているんですけども。そういう意見です。

○水津部会長　ありがとうございます。私も、そういう意見で。はい、どうぞ。

○古源委員　多分、以前だったら、この実績数に対して目標値も数値で、これに入っていましたよね、おそらく。それが、維持だったり、拡充だったり、漸増だったりという形に変わったということで、ちょっと私的には一定評価できるのかなと思っているところもあるんですね。数値を入れることで意味があるものもありますよね。増えれば増えるだけいい。例えばパトロールとかそういうのは、たくさんしたらいいねというものは、数字の増えていくことで評価もできると思うんですけど、例えば小・中学校14校あって、14校でやっているから14ですと言えることって、何の意味もないと思うんです。そういったものは維持でいいと思うので、そのあたりの区別というのを、もう少ししていただいて、数値を出すか出さないかというところを少し、また精査していただけたらいいのかなと、ちょっと感じております。

○水津部会長　そうですね。数値指標として件数というような単純な書き方ではない、もう一工夫をお願いしたいです。行政として、その数が必要なことはよくわかりますので、それを指標とするのか、そのもの自体を指標にするのかどうかということを少し、難しいとは思いますが、ご検討いただけますでしょうか。

○福井係長　これまでのお話をお伺いして思ったこととしまして、まず計画上の記載なんですけど、事業の取り組み内容、後ろの表を入れると。その中で、評価指標という表現で指標を設定していますけど、これ、評価指標じゃなくて、参考指標とかの名称に変えたほうがいいかなと思いました。

○水津部会長　そうですね。それが可能であればね。

○福井係長　あと、評価のためというより、点検・評価の際の参考なので、ここで改めたほうがい



いかなというのが、まず1つ。あと、計画上の記載というよりも、今後の毎年度行う点検・評価での話となりますが、どのように点検・評価を行っていくかという問題もありまして、その中では評価指標は参考指標の数字、あるいは実施状況を見ていくというのがまずあると思うんですけど、それ以外に事業が解決に向かっているとか、そういった視点で、しっかり事務局のほうからコメントを書くことが必要かなと思いますので。実際、毎年の点検・評価を行う際に、そのような形で行うほうがいいかなと思いました。以上です。

○水津部会長　ありがとうございます。そうですね。行政の施策なりの評価と課題を出していただく形での点検というのが望ましいかなと思うので、ぜひそういう方向で、できるだけご検討いただければと思います。

○子育て支援課長　今いただいたご意見のところなんですけれども、目標1、2の部分のみにかかわらず、全体に影響してくる部分なので、一定、事務局で検討の上、あわせて本体会議に報告するような形で進めさせていただきたいと思います。

○水津部会長　よろしく願いいたします。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。4章の目標1－2に関するところの事業内容についても、ご意見をいただければと思います。鈴木さん。

○鈴木委員　済みません、目標2のほうも、あわせてお聞きしたいんですけれども。僕、不勉強で申しわけないので、喜多先生にご意見いただければと思うんですけど。ここの文言としては、子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援しますと書いてあるんですね。子どもの自己実現は、一般的にどういうケースに関して使われるのか、ちょっとわからないので。意見表明などと書いてあるから、自己実現というものは、意見表明とかそういうものを含んでいるようなものなんでしょうか。自己実現でどういうものかを、お教えいただければと思うんですが。

○喜多先生　今のお話は、2－1の社会参加と意見表明の部分と自己実現との関係なんですけれども、前回の私、報告の重点の中に、大きく2つ、今の子どもの今後の問題を解決していく一番根本的な問題。1つは、やっぱり命の問題。今、子どもが非常に暴力にさらされている問題は何とかしなきゃいけないという問題と、もう一つは自己肯定感の低下の問題。自己肯定感が低下することは、イコール、能動性を奪ってしまう。自分から何かやろうとする意欲を失わせてしまうことなので、そこは、やっぱり肯定できる自己を、どういうふう子どもや若者が、自分らしい自分らしさを取り戻せるかというのは、一番

大きな課題だろうと。自己実現というのは、まさに自分らしさを取り戻して、自分らしく生きるということが意味があるとしてあるんですね。ただし、それは社会参加や意見表明、もちろんそういう役割を持っていますけれど、もっと自己実現で広いと思いますよ。まさに文化活動とか、子どもたちがもっと自分のやりたいことや、あるいは遊びたいとか、そういう子どもたちがほんとうにやりたいことを目いっぱいやる経験が自己実現に反映されていくと思います。

これ、実は僕も、この社会参加、意見表明と自己実現だけで結ぶのは、やや狭いというか、乱暴な感じがあっただけ。でも、これ、後で申し上げたかったんですけど、普通、社会参加や意見表明でプランニングすると、出てくるのは、シチズンシップ、市民教育、あるいは主権者教育なんです。これは、でも、実は教育委員会の管轄なんですね。本来、社会参加や意見表明をすることで、市民としての力をつけるとか、主権者として力をつけるというのは、学習指導要領、今、文科省でも、それは非常に重点課題としてやっているわけですよ。その教育プランというのは、残念ながら、この中には、ちょっと入り切れない。ここに教育委員会の方がいればね、いるんですか。

○児童青少年係長 今日、ここには来ていないですけど。

○水津部会長 今日はいないですけど。

○喜多先生 だから、教育委員会のプロパーから、この計画を、もうちょっと肉づけしていただければ、やっぱりそういう。つまり、単純に自己実現だけじゃなくて、やっぱり小金井市民として、どういうふうに参加していくとか、あるいは主権者としてという意味合いが、やはり僕は、この2-1は、ぜひつけ加えてほしいなとは思っています。

自己実現、もちろん大事なんだけど、自己実現だけで言えば、もっと別な、もっともっと支度としても、おそらく居場所のところや、あるいは文化活動、あるいは冒険遊び場みたいな遊び活動、こういったところのほうが自己実現との関係は、もっと深いなという感じはします。

ただ、これ、残念ながら教育委員会との関係が、つながりがちょっと弱いので、こういう表現になってしまったのかなと。それは、やっぱり縦割りの行政の限界かなと思います。

○水津部会長 でも、そこ、改善の余地は。

○喜多先生 もっと教育委員会とも、このあたり、プランを突き合わせて、教育プランとの整合性を、やっぱりやっていくといいですね。

○子育て支援課長 教育委員会のほうでは、明日の小金井教育プランという計画に基づいて、その学校教育に関する部分の人権であるとか、そういった部分について計画立てがあります。明日の小金井教育プラン、多分、来年改定とかなので、今の明日の小金井教育プランと連携している部分については、その連携というところでの記載ができて、のびゆくこどもプランとしての課題の部分を教育委員会と共有するということ是可以するんですけど、教育プランのほうの内容をそのまま、今後に関するものを今引っ張ってくるということが出来る状況ではないので、そこは説明というか、文言のところ、連携についての手厚い記載、手厚い強化とか図っていくという部分を明記していくというような整理になってしまうかなと思います。

○喜多先生 関連して、いいですかね。せつかくの機会なので。つまり、教育委員会との関係で、このプランを見たときに、不自然な点がもう一つあるので。今の社会参加を自己実現だけにしちゃうというのは、このセクションの限界だと思うんですね。やっぱり教育委員会との協力関係が必要なんですけど、同じような問題を抱えているのが、40ページのいじめ・虐待のところ、これは事業内容なので、その議題でもいいんですけども、事業内容の中に、いじめと不登校の対策と一緒にセットしちゃっているという部分なんです。これは、やっぱり教育委員会サイドが不登校対策ということを考えた場合には、既に普通教育機会確保法という法律が制定されて、2016年のこの法律に依拠した対策を教育委員会としてもとらなきゃいけない段階ですから、単に学校を豊かに発展させて、いじめをなくしますというのが不登校の対策ではないんです。それは、ほんの一部の、いじめによって不登校になった子どもに対する対策としてはわかるんですけど、それだけで、この学校の改善だけで済むんだという見方になっちゃうと、この不登校対策としては非常に不十分。

ですから、やっぱりいじめ対策と不登校対策というのは、それぞれ独立させないと、おそらく不登校の問題については、きちっと。これだけだと非常に誤解も生むし、不十分だなという感じはしますが、これも実は教育委員会がいないと困るんですね。教育委員会サイドが学校外の、今、フリースクールとか、不登校の子どもたちの学びの場に対する対応をどう考えていくかというのが、やっぱり出てこないとだめなんですね。

今、国会では既にフリースクールなど、現籍校の、籍を持っているフリースクールの子どもに対する交通費とか、国会で既に予算化されています。ですから、学校外の学びに対する公的支援は現実、もう国では動き始めているわけで。だから、教育委員会が、

そういう学校外の子どもの不登校の問題に対して、そういうフリースクール系のいろいろな、あるいはオルタナティブスクールもそうですけど、そういう学校外の学びに対して教育委員会も対応しないと、国が先行して、どんどん今、始まっちゃっていますから。ですから、ぜひこれは教育委員会でも、この不登校の問題を、ここに対応してもらおうといいと思うんですが。ただ、これは、ないものねだりというか、ここにいらっしやらない方に幾ら言ったってしょうがないので、またの機会に、言う機会があればとは思いますが、これも情報提供のレベルですけどね。

○水津部会長 ありがとうございます。そこも含めて文言化というか。

○児童青少年係長 教育委員会の担当部署と相談の上、修正できる箇所は修正の案を検討しますし、なかなか表記としてやりにくい部分は、今後の課題として、部会としてのご意見としてまとめていただくところにも盛り込んで、課題認識を明らかにして、庁内的にも伝えていくというような整理も、やっていきたいと思います。

○水津部会長 そうですね。はい、わかりました。小川先生、どうぞ。

○小川委員 今お話を伺っていて、あっと思っていたんですけども。1-1、それから1-2に関してそうなんですけれども、例えばスクールカウンセラーの活動は、これは、ほかの関係諸機関とも関係してくるわけですね。子ども・子育てもそうだし、それから児童相談所とかというようなところとも関係してくる。次の課題もそうなので、この評価、事業内容、または参考指標のところ、他の関係諸機関との連携はどういうふうになっているのかということも出しておいたほうがいいのか。

実際、現場でいると、課題のある、いろいろな家庭とか、あとは、民生委員の方にもかかわってもら、保健所にもかかわってもら、スクールカウンセラー、児童相談所、それから子ども・子育て支援課。ほんとうにこの人たちが一緒になって動いていかないと課題が解決しないということがあるので、いかに連携しているかということも参考指標等の中に入れていったらいいのかなと思うんですけど。

○水津部会長 そうですね。それはずっと子育て会議でもあって、子どもに対する問題なのに、所管課がいろいろ違うことで統一感が持てなかったりする問題は、ほかのところにもたくさん出てくるので、その辺を連携を重視するとか、何か子どもに関する情報を共有できるようにするとか、そういうような提案というかな、課題とか、文言整理の中で出せたらいいかなと思う部分ですね。だって、これは健康課の管轄でとか、いろいろこういう問題がたくさんあるので、そうですね。

あと、事業が上がってきたときに、やっぱり具体的な事業を上げるのは当然なんだけど、それがすごくばらばらに市民的に見えてしまうというところがあって、そののをどう修復できるかとか、どう連携ってとれるかみたいなのは、どこかにきちんと明文化する必要はあるかなと思います。

○小川委員　学校の中で保護者に、本校ではこんなふうにいじめを考え対策しているんですよっていうの、例えば担任がいて、養護教諭がいて、見ていて、それから管理職と連携をとって行って、スクールカウンセラーが、あとつなげて、それからスクールカウンセラーと学校等がソーシャルワーカーとつながってと。だから、こんなふうに関連しているんだよ。で、民生委員の方に見ていただいたり、いろいろな方にかかわってもらっているから安心して下さいねと言うと、わかりやすいというのがあるからね。一つ一つが独立して、これはここです、これはここですというふうにしてしまうと、理解がなかなか難しいかもね。

○水津部会長　そうですね。そういうネットがちゃんとつくられているよということがわかるようにしたいですね。

○小川委員　ここの中で全部入れるのは難しいかもしれないけど、どこかに、そんなことがわかるようにしていただけるといいのかな。

○水津部会長　それは、子どもの権利に関する問題だけではなくて、全般に言えることだと思うんですけど、特に権利、子どもの安全とか安心とかを守ったり、その子らしく生きることを保障するということは、非常に何課の何ということだけでおさまる問題ではないかなと思うので、そこは表現が。

○喜多先生　今、組織の活用、連携というのがすごく大事だと言われてますからね。

○水津部会長　そうですね。ありがとうございます。

ほかのご意見ありますか。

2-2の自立を育む体験活動を応援しますというところで、体験事業等々、スポーツ事業などが挙げられていますが、私の考え、感覚で、子どもの文化体験というものが全体的にどこにも保障されていないなというのがあって、文化芸術に触れる権利というのが必ずあるはずなんですけれども、その部分が、文化振興の部分だから、ここにかないのか、それとも、それでも、やはり文化振興計画の中に、全ての子どもにというものがあれば、この中にも、子どもに向けた事業とか、考え方とかを課として載せていただけないかなと常々思っているんで、ちょっとご検討いただきたいところなんですけど。

○子育て支援課長 担当課と調整の上、指標。取り組みに入れるべきものか、前文の部分で連携を明記するのか、検討させてください。

○小川委員 実際にやっているものを、組織的というか、意図的に入れるということも大事なのかなと思う。具体的に言うと、例えば小金井でやっている科学の祭典などは、まさにそういうようなところもかかわってくると思うんですね。数字のことで言うと、科学の祭典は、あれだけで1万人を超えているわけですからね。参加をして、市民との一体もあるし、子どもの参加というようなことを考えると、それにも入れてもいいのかなとは思いますが。

○水津部会長 あと、宮地楽器ホールを中心とした子どものためのアウトリーチ活動とかも実際には行っているんで、あと文化芸術体験事業みたいなものもあるはずなので、そういうものを推進するような学校をどこかに。それは学校教育の問題とかも絡むんですけど。でも、学校だけじゃなくて、児童館だとか、いろいろなどころでの企画をしているはずなので、そういう体験がすごくあるし、必要だということがわかるようにしていただけないかなと思います。

○小川委員 地域の青少対の地域のお祭りだって、かかわるかもしれないし。あれ、ああいうので子どもが積極的に、かなり参加しているじゃないですか。大人がやるだけじゃなくても。だから、そういうのもありなのかな。ただ、さっき話あった縦割りののというと、ここには属しませんということになっちゃうのかもしれないけど。

○水津部会長 あと、いろいろ入れ込むと数が膨大になるという問題があると思うので。

○小川委員 あります。

○水津部会長 文化体験とか、何かそういう必要な項目に対するものは入れていただけないかなと思います。

ほかに。

○鈴木委員 先ほど2-1の表題のところ、ちょっと質問させていただきましたけれども、2-2も含めてお話ししますが、おそらく作成の意図としては、2-1に関しては、子どもの社会参加と意見表明というものをまとめたので、それに対応する表題、2-2に関しては、体験活動というのをまとめているので、それに対する表題ということかと思うので、単純にシンプルに、この表題を考えたら、子どもの社会参加と意見表明の場の提供を推進しますとか、2-2だったら、体験活動を応援しますだけなんですよね。それに対して、自己実現とか、自立を育むと書いてあるから、内容が自立を育んでいるの

かとか、自己実現なのかとかというのが気になってしまうというのが、多分、僕の根底にある感覚かなと思って、今読んでいたんですけども。

そういう意味からすると、この体験活動って、この体験活動を充実するのが、やっぱり気になるので。中にはそういうものもあると思いますけれども、おはなし会に例えば参加したら自立するのか。何かちょっと違和感があるかなと思うんです。

だから、1つにまとめるのは難しいなとは思っただけけれども、あまり何もないと淡泊だという感じで、多分こういう文言がついているのかなと推察しています。

この2つだけ見たら、自己実現というのは、どっちかという体験活動のほうが確かにマッチしていて、自立を育むという自立に関するところは、意見表明の場とかというほうがマッチしているような気がするんですね。だから、少し変えて文言を整理したらいいのかなと。

例えば、子どもの社会参加を推進し、意見表明の場などを提供することによって子どもの自立を応援しますとか、体験活動に関しては、体験活動を通して子どもの自己実現を応援しますとか、何かそういうイメージなのかな。ここに関しては全く素人意見なんですけれども、何か僕の思っている言葉の感覚からすると、そっちのほうがマッチするかなと思いましたので、ちょっと意見をさせていただきました。

○水津部会長　　そうですね。喜多先生、ご意見ありますか。

○喜多先生　　いや、私も、そのほうが自然な感じがしますね。自立だけでなく、2-1は社会的自立というふうに、自立を少し社会参加等の意見表明などを通して社会的自立を応援します。おっしゃるとおり、体験活動を通して自己実現を図るほうが流れがいいですね。できれば、文化的な体験活動という表現にしてもいいと思いますよね。

○水津部会長　　そうですね。私も、体験活動が自立を育むものだけなのかというのは、確かにちょっと言語的に抵抗があるかなと。子どもの育ちを豊かにするという意味での体験活動だと思っているので、それイコール自立を育むと言われると、ああ、そういうイメージはあるので、表現としては、非常に確かにかたいですね。ということなんですけど、もうちょっとご議論いただいてもよろしいですか。大分深まってまいりました。

○古源委員　　目標2の中の分け方というのは、すごく難しいなというのを感じながら聞いていたんですけども。2-1の意見表明などのところというのは、明確に意見表明をする場しか、この施策の中になく気がするんですね。というのは、中から生徒会で意見を言っていくとか、当初箱に意見を入れるとか、こういうことだけが意見表明で、例えば子ども

たちが遊びの中でとか、その場において自分たちの意見をまとめて大人に伝える、そういうことを行っている場ってありますよね。例えば児童館とか、中には中高生の場所の話とかも出てくるし、例えばプレーパークの話なんかも2-3に入っていると思うんですが、そういったことは子どもたちの意見表明にもかかわってくるような場なのかなとちょっと思うと、この中の組み立てというか、事業の運営というのが少し、もうちょっと流動性があってもいいのかなと今、感じたところです。

あともう一つ、ちょっと伺いたかったのは、2-1の事業の取り組み内容の2なんですけど、子どもの発表機会という事業なんですけど、事業の内容は文化的コンクールや発表会の実施と書いてあるんですけど、実際の評価指標は、その実施状況の把握なので、誰が主体の発表会って、ちょっと思ったんですね。

内容的に、今あるどういったことを、この4の機会に組み込んでいるのか。そこをちょっと教えていただきたいなと思いました。

○水津部会長　これは。

○児童青少年係長　今ご意見をいただいた目標2については、こちらでもかなり、どこに何を入れるかというのは迷いました。今おっしゃっていたように、児童館やプレーパークなどで、もちろん意見表明のほうはしているという認識も持ってはおります。ただ、今、再掲をほとんどしないというか、全くしていない状態で、この事業はここだというような形をとってまして、児童館事業といったときに、意見表明としての事業という位置づけよりは、居場所、交流の場としての事業の位置づけのほうが大きいのではないかという整理で、児童館、プレーパークなどについては、今2-3に含めさせていただいております。

ご意見をいただいた2-1については、私も事業の取り組みの番号1、2については意見表明だけかなという気はしながら、つくっておりました。社会参加といったときに、意見を表明することも社会参加だし、何かを発表する、自分の表彰とか、自信をつけるような成功体験とかを、周りに褒められたということも社会参加になると思うし、というところで、ボランティア活動への参加というのが、今までは体験活動のほうに入っていたんですけども、大人に認められながら社会の一員になっているのが実感できるものとして、番号3として、ボランティア活動への参加をここに入れた経過があります。

先ほどの鈴木委員のおっしゃっていた2-1の自己実現と2-2の自立を育むについても確かにかなり悩んだところではあるんですけども、ここで一応置いて分けた意味というか、ニュアンスとしては、どちらかという自己実現を社会の中でしていても



らうものが1つ、喜多先生のおっしゃっていた社会的な自立というものを、この2-1の施策の方向性の文言としてあらわしたかったというところ。それと、2-2としては、ただ体験をしました、結果、何があるんですか、大人になったときに自立するため、能動的な活動意欲を持ったまま大人になってもらうための体験・経験だよねというところから、自立を育む体験活動という文言に、こちらの提案としては、させていただいたところでは。

図書館事業については、確かに迷いました。ただ、居場所と交流の場にもなじまず、社会参加、意見表明にもなじまず、本を読む、読書というのは体験・経験を積む上でも必要なことと思いましたので、この2-2のほうに整理をさせていただいたところでは。

古源委員から質問のありました子どもの発表機会につきましては、今年度、この社会参加、意見表明というのを考えたときに新たに入れさせていただいた項目です。例えば児童青少年課でやっているものとしては、たこ揚げの原画コンクールですとか、ごみ対策課でやっている、ごみカレンダーの表紙の絵のコンクールとか、経済課でやっている農業祭のカレンダーづくりとか、いろいろなところで子どもたちの絵画を集めたりとか、標語、ポスターなどでコンクール的なものを行っている実態はございます。

ただ、今までそれを改めて意見表明ですとか、そういう定義をして、事業として吸い上げを行っていなかったのが、実態が今どこまであるのかというのが、まだ把握できていない状態だったので、各課というふうになってしまうと、ちょっと難しいかなと思ひまして、児童青少年課を担当課とし、そういった事業が何をしているのかは児童青少年課が把握するという意味での把握。ただ、実際には評価、点検の際には、何課が何をやっていますよ、何件集まりましたよというものをお出しするようなイメージで、ここには記載をさせていただいております。以上です。

○水津部会長 意見表明とか、自己実現というものが、コンクールだとか出したとか、はいつて手を挙げた人に対する評価のように、やっぱりちょっと見えちゃうんですね。だから、そうじゃない人、子どもたちを、どうやって掘り起こして、子どもの主体的なものを育てるのかという視点が、その事業になったときに、なかなか浮かんでこないというのが現実かなと思うんですね。

例えば、子どもに何かコンクールとか、文化発表会とかを設定して、そこに参加した、そこで発表した、それに評価されたということだけじゃなくて、子どもたちが自分たちで何かを組み立てるとか、自分で責任を持って何かをつくり上げるみたいな機会を増や

すとか、そういう具体的なことというのは何か組み込めないかなと思って。この事業が、すごく浅く見えちゃうんですよ。実際やっていることで、大変意義のあるものだとは思いますが、何かそういう根本的な子どものほんとうの社会参画を促せるようなものというのは、今すぐは難しいにしても、そういうものを検討したり、組み込んでいくということが、すごく必要な時代だろうかなと思います。

図書館の本の件なんですけど、本が自立は促さないかもしれないけど、本を読むとか、本に触れるというのは、子どもにとって、生活の中で一番身近で、最初に出会える文化体験なんですよ。だから、そういう意味で非常に大事なものだと思うので、それは体験活動としては必要なものだと思うんです。

だから、それとプラスして、ほかのものもぜひ、お決めにいただきたい。

○鈴木委員　内容的にはいいと思うんですけど、古源委員の言われた2-1の2の子どもの発表機会のところは、やっぱり少し練り直しが必要かなと思います。というのも、把握するというのは、実態があって、それを知るということは、実態として何も進んでいないわけです。だから、把握したことによって何かがあるのであれば、それはプラスだと思うんですけども、サービスを受ける側というか、実際に何かやるほうとしては、これは何も変わらないので、それは事業の内容としては弱いかなと思いますし、行政側がこういうことを言うのであれば、何かそういう発表の機会とかを提供するとか、もしくはほかの団体がやるのを後押しするようなのが活動内容になるのかなと思いますので、何かそういうことをやっていただきたいし、内容としても、そういう文言にしてもらったらいかなと思います。以上です。

○喜多先生　ちょっと関連して申し上げますと、基本的なところで言うと、意見の表明だけではなくて、例えば条約の12条ですと、見出し部は意見の尊重なんですね。つまり、表明するだけで、言いつ放しでは困るわけで、それを、周りがきちっとその意見を尊重するというところが、実は12条のもう一つ大事なところで。ですから、事業名称の中には意見の反映という言葉が入っているんですけども、何か、その子の、みんなが出している意見をきちっと尊重するというような意味合いがもう少し入ってもいいのかなということ。

それと関連して言うと、例えば文化的コンクールや発表会というのは、子どもたちが企画段階から参加するというね。その発表会やコンクールは誰がつくっているのか。だから、子どもたちの意見が、やはりそこに反映する。そういう企画段階での参加というものが含まれていて、おそらく評価指標も、把握というか。

だから、どれだけ子どもたちの意思が反映されているかという、あるいは、その企画の段階から尊重されているかというところが、実は評価指標では、とても大事な部分かなと思うんですね。子どもが意見を言っているというところだけではなくて、それをどれだけ、それが現実の社会に具体化されているかというか、認められているかというところも評価指標に入るといいかなとは思いますがね。

○水津部会長     どうぞ。

○古源委員     話が少しずれちゃうんですけども、放課後子ども教室というのがありまして、私はそれにかかわっているんですけども、その中で、子どもが一体、その放課後子ども教室をどんなふう感じて、どんなふうに参加しているんだろうということが、小金井市では、ニーズ調査的なアンケートってとったことがないんですね。そうすると、子どもたちが、親が働いているから、「あんた、ちょっと放課後子ども教室行ってきなさい」と言われて行っている子もいるかもしれないで、そのところが今、なかなか理解ができていないところなんです。

そんな話をしたときに、放課後子ども教室って、大人が企画したものに子どもが参加をするのではなくて、子どもたちが子ども会議のようなことをして、自分たちで意見を出し合ったらどうかという意見が大人から出たんですね。実行委員会という場で。でも、やっぱりそういう発想とか。例えば、いろんなところで子ども運営委員会とかありますよね。そういったものを運営して子どもに任せていこうという、そういう動きがないと、やっぱりそういう意見を出すための機会が創出されていくという流れができないのかなと、ちょっと思っています。

なので、せっかくの、こののびゆくの5年間のプランを立てる時期なので、意見を表明するための機会を創出するような、何か小金井市の動きがあればいいかなと、ちょっと感じました。

○水津部会長     そうですね。例えば文言の中に、子どもの参画というのを重要視するとか、そういうことを増やしていくとかというようなのを加えるというのは大事なことで、そのことがあって、ほかの事業にもそういうものを反映できるというふうになればいいかなと思うんですけど、いかがですか。

○鈴木委員     僕、ずっと意見というのに違和感があって、子どもが意見を言うこと、ほとんどないと思うんです。僕が思っている意見というのは、何か行政に対して意見があるとかか、社会に対して意見があるとかか、青年の主張みたいなイメージがあるんですけども、

そういうのってほとんどないところを、そういうのができるように後押しするみたいな印象があって、意見というほど何か仰々しいものなのかなというのを、ずっと読んでいて思っていたんですね。この中に文化的コンクールや発表会の実施とかあって、文化的なコンクール、何だろう。例えば音楽活動とかそういうのをやって、それが意見の表明になるかという、何かちょっと違うと思うんです。

喜多先生が、表明というよりは尊重であってというので、あっ、なるほどと思ったんですけど、これって、個性を尊重するというようなふうにまとめてもいいのかな。何かいろいろな、例えば絵画コンクールとか、何か音楽発表とかをしたときに、みんな、それぞれ出せるというのは、個性の尊重なのかなという印象があるんですけども。意見の表明という、何か入りにくいけど、個性を尊重して社会的自立を応援するとかという、ああ、ちょっと親の立場としてはうれしいなと思うので、そこら辺を皆さん、どう思いますかということなんですけど、どうでしょうか。

○水津部会長 おそらく、ここで言いたいのは、市民性の育ちというか、市民になるための、何だっけ。喜多先生、何かおっしゃっていましたよね。

○古源委員 主権者。

○水津部会長 そうそう、そうそう。ということが主にあって、そのためのものだと思うんですけど、そうなったときに、鈴木さんのおっしゃりたいのは、おそらく、この意見表明など自己実現の応援というのは非常に行政的な、子ども本位の表現ではないというのは、私もそれは思うは思います。

だから、何か、そうなんです。だから、結局、絵が得意な人は絵を認められればいいし、そうじゃない、出すだけでも、じんま疹出るような子も当然いる中で、その全ての子どもが自分らしく、自分の表現でする機会を与えられて、そのことが、子どもが参画でやっていくことによって市民教育ができるというイメージだと思うので、そういうことにつながるような文言表現というのが、ある意味、市民的にわかりやすいのかなと思うんですよね。

○喜多先生 今、その子どもの気持ちとか、その子の意思。意思と使うときは、思うほうを使うんですね、志よりも。で、個性の尊重もね。だから、そういう子どもたちの個性や意思の尊重みたいな形だと、流れはできるなと思いますね。

ちょっと意見の表明というのは、12条にあまりにも、条約上の言葉に引きずられている感じがするので、もう少し砕けた言い方があっていいと思うんです。

○水津部会長 子どもの権利の条例の中から聞いた言葉が、ここになっている。

○喜多先生 なり過ぎちゃっているから、もうちょっと、その子の気持ちや意思、あるいは個性、そのものを尊重するという意味合いのほうが、ストンと落ちるんじゃないかと思いますね。

○小川委員 今いろいろ文言の話が出てきたんですけども、ここでは子どもの人権というか、人権尊重の視点だと思うので、できれば言葉は、ある程度統一をしていく必要があるだろうなと思います。例えば、ひとり親とか、母子家庭とか、父子家庭とか、保護者とか、親とか、両親がというのか、というような言葉が出ているんですけど、今、学校の中では、両親とか、お父さん、お母さんとかという言葉は、もう基本的には使いません。職務上、知り得る秘密で、ものすごい、いろいろな形の家庭があって、低学年なんかでは、おうちの方、おうちの人というような言い方をします。それから高学年になっていくと、保護者という言葉で全部統一をしています。学校の中でも、父母会、父兄会というのは当然、言葉はもうありません。

ということを見ると、私は母子家庭、父子家庭含めて、ひとり親。ひとり親というのも、いろいろ抵抗あるところあるんですけども。全て保護者という言葉に変えていったほうがいいたろうなと思っています。

41とか、43とか、42とか、40とか、38のところ、いろいろな言葉が出てきているんですけども、例えば38ページの両親学級なんていうのも、私はかなり違和感があったので、保護者学級とか何か、また別の言葉が必要だろうなと思った。保護者であれば、子どもを見ているのが、おじいさん、おばあさんであったり、施設にいれば養父さん、養母さんが、そういう役割をしていたりするので、統一をしていったほうがいいのかなど。

以前は欠損家庭とかいうような言葉もあった時代もありましたけれども、今はなくなって。ただ、母子家庭というのは法律的に、どうしても外せないということを以前お聞きしたので、それで、ひとり親家庭と母子家庭というのが混在する場合があったりするんですけども、保護者というところで、ずっと統一をしていただけるといいなと思って、ずっとこの報告書というか、資料を見ていました。文言のことに感じて

○水津部会長 小川先生、それは本体会議でも……。

○小川委員 何度か言っています。はい。

- 水津部会長 可能な限りの検討を。
- 子育て支援課長 そうですね。法令根拠に基づく事業名だったりとか、位置づけがある場合もあるので。
- 水津部会長 母子健康保険とかね。
- 子育て支援課長 その部分は修正することによって正しい表記でなくなってしまうこともありますので、そういうものにかかわらない、説明箇所であるとかといったところについては、できる限り統一していくようなことで考えたいと思います。
- 水津部会長 ほかにいかがでしょうかね。一応、11時半なので。  
いろいろご意見いただいて、かなり道筋というか、修正点が見えたかなと思うので、事務局ご検討という形をとらせていただいてもいいですかね。
- 子育て支援課長 目標2のところ、2-1と2-2通して、いただいたご意見を踏まえて整理をするということと、場合によっては自己実現とか自立が両方にかかわったりとか、どちらとも、なかなか言いづらいものとかについては、例えば目標2の豊かな仲間づくり、支えますと、2-1の間のところに説明的な文言というか、ここを通しての理念的なものを入れることによって整理をして、ここに無理やり自己実現を入れないで、どちらにもかかってくるというか、どちらのみに限定するわけではないというような読み方ができるような工夫をするのも案かなと思います。
- 水津部会長 そうですね。
- 児童青少年係長 ちょっとその辺は事務局で調整をさせていただいて、またご提案したいと思います。
- 水津部会長 はい、わかりました。次に資料5についてですね。
- 児童青少年係長 事務局としては、(1)の1とかのところにあった数値目標などを一旦取っ払って、最終的には一覧でまとめた1ページで5年後、市民目線でどうなって、実感をしてもらっているかというところをはかる目的で、こういったものを案として、資料5で示させていただいているんですが、つくりや、この中身など、ご意見があれば、いただきたいんですけども。
- 水津部会長 その成果指標に関して、いろいろなご意見がたくさんあった中で、こういう形での一旦整理をしていただいたんですけど、これに関してのご意見をいただければと思います。
- 児童青少年係長 前回議論のときに参考で、札幌市と松本市のものをお見せして、札幌市のほうが今回の計画に参考となるかなというところでまとめていただいたところで、札幌市の方式は、まさにこういった形で、細かい事業の進捗とかではなく、感じ方の部分での目標値

の設定の集約となっています。

○水津部会長 皆様のご意見で、こういう形でということなので、これで特に。要は、この事業進捗状況以外に、最終的に満足度というか、市民感覚としてどうなのかということを中心にニーズ調査で出していったものを、最終的にこういう目標でいきたいということで出されています。100が当然でしょうということでも、100はちょっとね。だったら上げなくてもいいかなみたいになっちゃうので、こういう感じなのかと思うんですけど、いかがですかね。

○子育て支援課長 現状値がないところの目標値って、結構、札幌を参考にさせていただいたりするのが多いです。

○水津部会長 現状値は全然これ、この間の調査では上がらなかった。

○福井係長 現状の点につきましては、昨年度実施しました小金井市のニーズ調査結果で把握している部分については入れました。それ以外に目標値設定するに当たって参考にしたものとして、ほかの他市が行っている調査結果。特に平成28年度に東京都が行った子供の生活実態調査というのがありまして、都内の4自治体について、小5、中2、12、17歳の子どもの保護者対象に、内容的には生活全体に関するもの。本来の目的としては、子どもの貧困対策のための調査を行ったんですけど、非常に幅広い実態調査をかけていて、その結果を活用したのと、あと、先ほど課長からありましたとおり、札幌市の調査結果、あと目標値、そのあたりを参考に、この指標及び目標値設定したところです。

○水津部会長 はい、どうぞ。

○鈴木委員 この目標値の是非の前に、その後、これをどう評価するのか、どういうふうにまとめるかというのを教えていただかないと、ちょっと言いにくいかなと思っています。というのは、数字はともかくとして、今見ているのは、このプラン全体として、市民を大体ざっくり見て、よい感、悪い感という感じなんですけれども、もう1個の視点として、少数の困った人とか、そういうのが取りこぼしていないかとか、そういう部分も見なきゃいけないという、その部分が見にくいものになっていくので、目標値としてはそうかもしれないですけども、最終的な評価みたいなときに、どういうふうにそれを盛り込んだり、公開していくのかというところを、何かありましたら教えてください。

○福井係長 計画上の記載としては、第4章の最後、あるいは第5章、点検・評価の部分で、この成果指標を記載すると。点検・評価に関しては、まず毎年の点検・評価、それは第4章に掲載の重点事業。あと第3章の掲載事項ですね。そこを中心に行っていく。結果、最

終年の前の年に行うニーズ調査の際に、この資料5の成果指標の部分把握して、計画の最終的な評価として、この成果指標の部分把握し使っていくということで予定しています。

あと、少数の方の把握という部分ですけど、例えば、この資料5の部分ですと、基本目標の1、いじめなどの不安や悩みを相談できる人や場所がある子どもの割合。ない方が多分、少数で、そこを焦点当てる必要があると思うんですけど、目標値としては90%以上。だから、そこに該当しない、ないという子どもに関しては把握しつつ、そういった少数の方を把握する必要がある。

あと同様に、基本目標3のところで、妊娠、出産、子育ての不安や悩みを相談できる人や場所がある人の割合。目標値、保護者、98%以上ありますから、ここも、ないという方を把握していく必要がある。

こういった感じで、少数の方を把握したいなと思っています。

○水津部会長      ということは、最後に、5年たった後のニーズ調査の中には、こういう項目がわかるようなものを入れるということで、全体の計画のまとめを図りたいということですね。はい。よろしいですか。

○鈴木委員      結構だと思います。

○水津部会長      これは、だから、本体会議に提案するということですね。このやり方で。

○福井係長      はい。

○水津部会長      はい、わかりました。

あと、重点事項についてなんですが、重点事項については、ご説明を。

○児童青少年係長    今回、先ほどご説明したとおり、資料4と資料6から重点事項という項目を削除させていただいております。もともと重点事業として候補に挙げている理由が、子どもの権利だけではなくて、子どもの貧困であったりとか、前回の計画での進捗が悪かったものとか、そういう視点での設定も含まれていたことから、今回は子どもの権利として、これとこれは重点事業として毎年議論していったほうがいいよね、点検していったほうがいいよねという視点で、真っさらなところから考えていただきたいと思ひまして、そういう資料で提出してあります。以上です。

○水津部会長      ここで新たに、どこに重点事業にするかを検討するということだと思うんですけども。

○児童青少年係長    ちなみに今までは、基本的視点1の部分だけ、この目標1、2の部分で、合計11項



目、重点事業がありました。ほかの視点からも今後、その重点事業というのは選定、もちろんさせていただきますので、今回は、あまり多過ぎても、皆さんが次の点検・評価のときに議論するものが増えてしまうという部分ではありますが、特にここだけは最低限、子どもの権利として押さえなければいけないところ。もちろんそれが、ほかの視点から見たときも重点項目に該当するものもあると思いますので、その辺は頭に入れながら議論していただければと思います。

○水津部会長 目標1の中での重点事業に当たるかなと思われるところは、いかがでしょうかという聞き方でいいのかしら。

○児童青少年係長 済みません、補足させてください。先ほどお伝えした第2案、本体会議で示してあるものでは、基本的視点1について11項目あったというお話をさせていただきましたが、今回のこの並べ方、目標1-1から目標1-4までに追加をして再整理したところ、重点項目がない施策の方向性もありましたので、各施策の方向性から必ず1つとか、そういったことではなくて、目標1全体で、こことここというような形で考えていただくほうがいいのかと個人的には、事務局としては思っております。以上です。

○鈴木委員 ざっと並んで、ぱっと目につくのは、1-1の番号1、子どもオンブズパーソンは今、検討段階で、期間中に実施をするというようなものなので、これは、やはり重点的にやるべきことだと思います。しかも、救済窓口に充実するかという意味では、その本丸みたいところなので、入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○水津部会長 そうですね。これ、非常に重要な問題で、どういうふうに取り組むのかも含めて、かなり検討をしたほうが良い案件だと思われるので、ここに関しては、やっぱり重点課題とするのが筋ではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。はい。

ほか。

○古源委員 やっぱり虐待対応事業と、及び虐待対応啓発事業は重点項目ではないかと思います。

○水津部会長 虐待防止ですね。ほんとうは喜多先生おっしゃったように、不登校がかなりの数に、やはりなっているんで、その部分に関してのことを、まだ事業が少し整理されると思うので、かなり重要な部分じゃないかなと私は個人的に思っているんですけど。学校の問題での不登校以外の問題もあるので、そこも含めて不登校対策というか。不登校がいけないということではなくて、そのことも含めてまちの中で、どう子どもたちを育てるかみたいなことを考える時期なんじゃなかろうかと思うので、5年間で、かなりい

ろいろなことを考えていかなきゃいけないものかなと思います。

○小川委員　　今出てきた不登校の問題なんですけど、これはもう日本人に限らないということで、ある県のあるところなどでは、かなり日系2世の方たちが入ってきていて、その方たちの子どもの不登校というか、登校しない子どもたちの率がものすごい高いとか、そういう方たちが18歳を過ぎてしまって、いろいろ課題があるというようなこともありますので、日本人に限らずというところで、やっぱり考えていく必要はあるのかなとは。

それから重点目標に関しては、行政の組織的なことから考えても、例えば東京都の教育目標、それからこういうような毎年東京都が出している「みんなの幸せをもとめて」というようなところ、学校などでもリンクしているわけなんですけれども、それで言うと、最初は虐待の課題がやっぱり大きいのかなと思っているので、そこを重点にしていこうというのは大事だなとは考えます。

○水津部会長　　じゃあ、ここでは、やはり子どもの命とあれということで、虐待の問題と不登校の問題に関しては重点課題ということにさせていただいてよろしいでしょうかね。

○小川委員　　オンブズマンの組織のことで言うと、これからまた具体的な形が出てくると思うんですけども。1回目のときにも私ちょっと話をさせていただいたかと思うんですが、本市には小金井市福祉サービス苦情調整委員という制度があって、弁護士の方を2名雇って、いろいろ活動しているわけなんですけれども、そういうような、今、本市にある組織を活用する、人材を活用していくということも、いろいろ検討の中に入っていくのではないのかなと思っています。

いろいろ調べさせてもらったんですけども、いろいろなところで共通項があるので、効率的に、この組織ができるといいなと感じています。

○水津部会長　　あとはいかがでしょう。

1の目標1に関してのところをいくと、私は社会啓発みたいなのは重点事業にしたいなと心の中で思っているんです。子どもの権利というものそのものがまちの中にどう浸透するかということはずごく大事なことなのだと思うんですけど、いかがですかね。

○鈴木委員　　それって1-4の1のところ。

○水津部会長　　そう。だから、1なのかというと、ちょっとここ、厳しいんですよ。厳しいんですよ、これが。

○子育て支援課長　　どれかというのは選びにくいということですよ。

○水津部会長 1なのかという。そうなんです。ここの啓発のところ、毎回思うんですけど、事業名称が、ちょっと物足りない感じがすごくするんですよね。先ほど言わなかったので申しわけないんですけど。子どもの権利の普及活動、すごく重要だと思うんだけど、それをどの事業として、どこがどういうふうにやっていくのかというところの明確化がちょっと薄いのは気になるんですけど。何かいい方法ありませんかね。

○鈴木委員 いい方法かどうかわかりませんが、結局、大多数の子どもが聞けるような環境とかがこうなんだと。そうすると、やっぱり違うなと思うんです。実際、学校でやっているとは思うんですけど、そこのリンクをするみたいな、そこと連携して何かをするみたいな項目を入れてはいかがでしょう。それは重点的にやるんだみたいなことにならないですかね。

○子育て支援課長 そこのリンクは、ごめんなさい、個別に難しいので、目標1の大目標のところに、明日の小金井教育プランとの連携といううたい方をして、啓発に限らず、窓口もしっかり、環境もしっかりというところで、まとめちゃったんですね。

○小川委員 学校とのリンクということでは、以前もお話ししましたが、教育課程届って1年間うちの学校はこういうことをやりますというときに、人権教育推進の全体計画と年間指導計画を教育委員会に出しているんです。出すということは、教育課程の完全実施ということからいえば、学校ではやるんですよ。やっているんです。いつ、どういうことをやるというのは、年間指導計画の中には、それぞれ各学年ごとに細かく決めてやっているわけで、それを子どもたちに、どこまで理解できたかって、テストか何かでやってみて、ここまでできましたというわけでもないだろうし。だから、これでやっているんですよということが、やっぱりわかるように。大きなくくりで書いてしまうと、一応連携していますになっちゃうのかもしれないけど、実際にやっているところは、何らかの形で知らせていきたいなと。

ただ、申しわけないけど、保護者の方が学校でやっているという意識がないというのはわかるんですよ。それと、全部の子どもが、そういう学習をした後に理解をしたかというのも、また難しい。分数のやり方を学校でやったときに、全員の子が100%わかりましたということも少ないのと同じような気がするのですね。その辺のところは難しいかな。

多分、学校ではやっているということはわかっておいていただければなと思うんですけどね。

○古源委員　　この42ページの図のところ、追加検討事項として、人権教育プログラムによる小・中学校における指導というの、これがまさに小川先生のおっしゃっていた学校でやっているプログラムだと思うんですね。私たちが地域の者だったり保護者として、例えば人権にかかわる講演会とか、そういったものにも行くときありますし、犯罪被害者だったり、いろんなそういうところにね。その人権学習をしていたりということはあるんですよ。あるけれども、そのことと、小金井市が、この子どもに関する権利条例を持っているということと違うんですね、多分ね。一般的人権教育というのは行われていると思いますけれども、この小金井で子どもにかかわる条例を持っていて、そのことをみんなが知っていなくちゃいけない、それが空気のように浸透しているという市になるにおいて、どうしたらいいんでしょう。

○水津部会長　　そういうことなんですよ。

○古源委員　　というふうに、いつも思うんですけども、現状で子ども、小学生向け、中学生以上向けというカラー刷りのものがあって、それが小学校、中学校で1年生に入ったときに配布されるんですね。

○小川委員　　あと、小学校に関して言うと、低学年と高学年と違います。

○水津部会長　　同じだけど、表現がちょっと違うのね。

○古源委員　　それについて聞いた話だと、説明のある学校もあるし、配布して、おうちに持って帰るだけの学校もあると聞くので、そこをきちんと、配布した責任みたいなものを子どもたちに伝える、親にももちろん伝えるというような何か取り組みってできないものでしょうかと思っています。

○水津部会長　　そうですね。鈴木さんは？

○鈴木委員　　済みません、僕、一番行政、教育に関して素人なんですけれども、連携することが難しい理由が実はよくわからなくて、すればいいんじゃないかと思うんです。ここもそうだし、先ほど小川先生がおっしゃったように、結構手続上大変だとは思いますが。こちら側の目標としては、古源委員が言うように、小金井市が持っている権利条例というのがあるということをお小学校で言っているかということ、そこは微妙なんです。

僕、ちょっと個人的に娘の小学校の担任の先生とお話しさせていただいたんですけども、その先生がおっしゃるには、時々人権に関するパンフレットとか来るときに、それに絡めて人権のお話はするけれども、権利条例のお話というのは、条例、小学校1年生なので、そんなのはわからないので、人権というものがあって、権利があつてとか、

あとは、もうちょっと社会的に差別を受けるような人とかというのがよくないよとか、そういう教育をパンフレットに交えてすることはあるけれども、それもわりと担任の先生の裁量でとか、そういう状況と一応伺いました。

この会というか、こちら側として何を目標にするかなんですけれども、そういう人権教育をするときに、小金井の権利条例でも触れてもらうということが大事だと思うので、そういうこと。例えば先ほど教育課程届を出さなきゃいけないという話だったと思うんですけれども、その計画に小金井の権利条例も触れるというふうに入れてもらうというようなアクションを行政側としてするというのを目標にしてはどうかなど。

○小川委員 いや、ごめんね。すごい細かいこと言うと、人権教育推進の計画を立てるときに全体計画というのを、まずつくるんです。その中に確実に小金井の権利条例もやってくださいね。こういう背景があって、こういう全体計画、こういう計画になっているんですよという中には入れています。入れているんだけど、今、鈴木さんがおっしゃったように徹底していないというところはあるのかもしれないけど、そうですね。それを今度、教育委員会で、教育課程届のときにチェックしてください、あっ、ありますね、抜けていますねということではないと思うしね。でも、全体計画をつくる中では、確実にそれは入っています。地域の実態だとか、どういう法令に基づいて、こういう教育活動が行われるのかというようなことも含めてね。なので、入っていないことはないんだけど。

○水津部会長 この権利の問題は、例えば1回授業をやりました、パンフレットを渡しました、ちゃんと話もしました、じゃあ達成できるのかとか、そういうことではなくて、一義的に大人、子どもが自分たちに権利があるということを知ることがすごく大事だし、それが、その子たちが大人になったときに子どもに権利があることがわかるという大人になるということは大事なんだけど、今の大人も、子どもたちにはそういう権利があって、小金井市にはこういう条例があるよということを、どれだけ周知できたかということが、すごく大事だと思うんですよ。

なので、例えば学校教育だけでやればいいのかとか、そういうことではないと思うんです。だから、全市的に子どもの権利に関する条例があって、これをみんなも守らなくてはいけないんですよ、うちの町はということがアピールできるような何かというのは、事業的に難しいのかな、どうなのかなと思っているんですよ。そういう姿勢を持つことだけでも大事なことかなと思うんだけど。どうですかね。要は、子どもの権利が、小金井市の子ども権利条例が、それこそ古源さんのおっしゃるように、みんなが空気のように

に感じるぐらいに思えることが目標なので、そのための何かというのが欲しいし、それがほんとうに重点目標なんだろうなと思います。

○小川委員 小金井公園で市民祭りみたいな、やるじゃないですか。そのときにいろいろな、行政もかかわるような組織が、ブースというか、テント出したりするじゃないですか。そこで人権のってやっています？

○水津部会長 出していますよね。

○小川委員 出していました？

○水津部会長 出しているね。出してない？ 出してない。そういうことです。いろいろなところで。

○小川委員 そういうようなところでもできるだろうなと思うんですけど。

○水津部会長 常にそういう活動もしながら、それをみんなに触れるみたいな。具体的な活動で言えばね。あまり好きじゃないけど、ティッシュの裏に書くとか。あまり好きじゃないけど。

○小川委員 そういうのもありだろうなと思う。

○水津部会長 とにかく、ちょっと事業的に、お考えいただければ。

○児童青少年係長 そうしますと、目標1では1-1のオンブズパーソンと、事業2の虐待対応、あと1-2では番号1の虐待啓発、それと1-4の普及啓発としては、一応この広報活動というところ。これが分かれるのか、ちょっとあれですけど、そこにも重点事業ということで、目標1についてはよろしいですかね。

○鈴木委員 不登校に関して。

○児童青少年係長 失礼しました。不登校ですね。不登校については、この事業の項目をどう分けるか。優先順位を考えたときに、いじめより、不登校のほうを重点事業にしたいという。

○水津部会長 と私は思うんですけど、あえて分けて、喜多先生のおっしゃるように、いじめと不登校が必ずしもセットじゃない部分であるとするならば、不登校を重点にしたほうが。今、特に、この小金井市においては重要な課題なんじゃないかなと思うんですけど。

○小川委員 不登校のことにに関して、視点をやっぱりきちっとしていかないとまずいところがあるなと思っています。不登校というのは大きく分けて2つに分けられると思っているんですけど。どういうことかという、行かないと決めた不登校。私は行かない。フリースクールに行くから学校には行かないという意味を持った不登校。そういう意思を持った不登校。もう一つは、行きたくても行けない不登校があると思っています。

本市としては、両方とも見ていくのか、それとも片方を基本的に見ていくのか。行きたくても行けない子の不登校を見ていくのか。そのときには、いじめ云々もかかわって

くるわけなんですね。行かないと決めた不登校というのは、もう。

もう一つは、行きたくないから行かない不登校というのもあるんです。1日ゲームやっていたいので、行きたくないから行かないと。

基本的には、いろいろ調べてみると、大きく3つかな、に分かれているというのを思うので、その辺も、ただ不登校という言葉で一くくりにはできないだろうなというのは、すごく感じています。以上です。

○鈴木委員　いじめと不登校の話になっていますけれども、それって原因と結果です。不登校があって、方角関係になって、その原因として、いじめだったり、虐待がもしかしたらあるかもしれないし、それ以外の心の問題があるかもしれないしという、そういうのがあって、原因と結果な感じがするんです。その不登校というのをどう定義するかというので、ちょっと話が変わってくると思うので、何かそこをもう少し情報が欲しいなというのが1つと、不登校に対する対応を重点にするといったときに、不登校になっている子をケアするという話なのか、不登校になりそうな子を未然に防ごうという意味なのか、もしくは両方なのかということも、ちょっと議論しておいたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○水津部会長　結局、不登校をなくせばいいのかとか、そういうことにはならないと思うんですよ。だから、対策として考えなきゃいけないのは、いわゆる小川先生のおっしゃるような学校に行かないと言っている子どもたちに対して、どういうアプローチができるのかとか、フォローができるのかとか、そういうことがすごく求められているんだと思うんですよ。だから、そういう意味での不登校の対策が必要で、それは、ここのプランだけではなくて、さまざまなものが必要かなと思うので。だけでも重点だよねということ私たちとしては伝えたい部分かなと思うので、ちょっとまた整理が必要かなと思う部分なんですけど、私たちのここの部会の意思として。

○鈴木委員　僕、実は不登校といじめと両方あって、どちらをまず重点的にやるかといったら、いじめじゃないかなと思っています。いじめられていて不登校になっている子がいて、とりあえず不登校を解消しようとして、いじめは次に解決するから、まずは行きなさいとやったら、それは結構、地獄な日々が始まってしまうと思うんです。心穏やかに不登校というのもちょっとあれですけども、それこそ命の危険というか、その子個人が悪意とか攻撃にさらされているような状況があるとしたら、まずそこから解放してあげる、助けてあげるというのが一番大事だと思うんです。

不登校って、ある意味、そういうものの適応機制というか、守るための子ども個人の行動だと思うので。もちろん何かがあつてのことなんだけれども、守るための行動、シールドを外してしまうようなところに力を注ぐよりは、原因を摘むほうが大事かなと思つていて。

そうすると、僕、結構いじめが怖いなと思つているので、そちらのほうが重点かなと個人的には思つているんですけども、どうでしょうか。

○水津部会長 わかりました。ここは、いじめと不登校を別立てでというお話だったので、3つになります。虐待、いじめ、不登校。

○児童青少年係長 喜多先生、何かご意見はありますでしょうか。

○喜多先生 要するに、いじめと不登校を一緒にしないほうがいいというのは、不登校問題というのは、もっと独自の。僕はやっぱり、学校に行く行かないというレベルの議論じゃだめだと思うんです、もうこの時代は。子どもたちがどういう気持ちで、なぜ。今、どういう意思を持っているかという子どもの側に目線で考えていかないと。それは単純に学校に行く行かないではなくて、その子に合った。さっき個性とか、子どもの意思とか、気持ちとか、それを尊重した対応が一番求められているのが不登校の問題だと思うんですね。ですから、それは、もちろん学校の問題が引き金になって不登校になった子たちもいますけれども、実際には子どもたちが自分らしく学びたいとか、自分らしく生きていきたいという気持ちが、結果的に学校に行かないという行為に結びつくことも結構あるわけですね。

最近では、学校外の多様な学びというのは、すごくいろいろ広がってきていて、ホームエデュケーションのような。海外は大体、学校外の学びというのは公的機関で結構サポートされているんですね。日本ぐらいなんですよ、学校だけで対応しようというのはね。

先日、韓国や台湾も行きましたけれども、学校外のオルタナティブがどんどん発展していて、法律もできている。日本だけが、どうしても学校だけという気持ちになっちゃうんですけども。

子どもたちが、こういう形で自分らしく学びたいという、そういういろいろな形があつて。ですから、オルタナティブもフリースクールだけではないわけですね。シュタイナーだとか、サドベリーだとか、フレネだとか、あるいは、いわゆるこのオルタナティブスクールというのは、海外ではものすごく発展していて、学校だけがなくて。オルタ



ナティブという意味は、もう一つの選択肢。子どもたちが一番自分に合った学びの場を選択できるというのがオルタナティブの基本的な意味なんですけどね。

だから、そういう学びが非常に多様性。ダイバーシティの時代にふさわしく、多様性を持って子どもが学べるような場をつくらうというのは、時代の流れの中で、日本だけがちょっと取り残されていて、相変わらず学校だけ学校だけで、学校行くか行かないという基準だけで見る。不登校という言葉も、そういう言葉の1つなんですけどね。そうじゃなくて、子どもの側から見たら、いろいろな成長の機会というか、学びの機会が、もうどんどんつくられつつあるという。

日本も民間では大分進んできていますが、それが公的機関となかなかつながっていないという、その問題を考えていくのが、普通教育機会確保法という新しい法律ができたのも、それが1つのきっかけだと思うんですよ。

ですから、不登校問題というのは、もっとそういう。いじめの問題もありますけどね。だけど、ほんとうに学校は学校で、僕はやや、校長先生がいらっしゃる前で失礼な言い方かもしれないけど、やっぱり学校は、もう限界点を超過しているんですよ。学校だけで問題解決する時代じゃないです。

だから、ソーシャルワーカーやカウンセラーの協力も得なきゃいけないけれども、やっぱり教育職だけで、学校だけで何か問題を解決できるか、もう限界に来ていると。だから、学校外の学びができるのも当然なので、それはもうお互いに協力して、子どもの目線で何か解決していけるような方向を向いてほしいと思いますしね。

そういう意味で、実は不登校問題というのは独立させたほうがいいんじゃないかなと。これは私の考えですけどね。

○水津部会長　　そうするとね。済みません、ごめんなさい。

○小川委員　　今、お二人の話を聞いていて、鈴木さんが思っていたのは、行かないって決めた子たちじゃなくて、行きたくても行けない子とか、それから行きたくないから行かない子のほうが課題だよねという思いじゃないのかなと思った。

例えば民間のそういうところに行っているようなお子さんでも、小学校、中学校は1日も来ていなくても、今、もう全教育課程を修了しましたって卒業証書出しますって。行きたくても行けなかった子どもにも出しますよね。

同じような卒業証書出ても、こっちの子は学んでいて、こっちの子はいろいろな思いで行けなかったという子。こっちのほうが課題だよねということだと思っただよね。そ

の辺を見ていくというのは大事だなと思っています。

○水津部会長　　ここのいじめ・虐待防止というところに関したら、そうしたら、むしろ、やっぱりいじめと虐待なんだろうと思うんです。不登校のいろいろな部分の、この考えたときに、どう。ここまで踏み込んでいいのかどうか、ちょっとわからないんだけど、多様な学びの場とか、そういうことをどこかに入れるというので対応できることになるかなとも思うんだけど、それは可能なんでしょうかね。そこまでやっちゃっていいのかな。

○子育て支援課長　多様な学びの場は、ちょっと今、何とも言えない。

○水津部会長　　難しいですね。

○子育て支援課長　どちらかというところ、ここで言うと、居場所かなって感じになっちゃいますかね。

○水津部会長　　なのかな。そうね。

○子育て支援課長　済みません、自分で行かない決心をした不登校については、5-1の子どもが安心して学べる環境をつくりますとか、そっちのほうのイメージに近いのかなという。鈴木さんがおっしゃっているような地域とか環境とかというところでは、この目標1では安心・安全、命を守るという目標に対する重点項目を選ぶところになるので、鈴木さんが先ほどおっしゃっていた意味であれば、目標5のほうを本体会議でも実際に、どうするかというようなお話になってくるのかなという気がちょっとしました。事実、事業名称1でもくせい教室。心理的要因などで登校できない児童たちへの指導、援助を行っているところが入ってきているので、ここで1-2で言っているいじめ・虐待防止、早期発見というところのいじめ、不登校対策というのは、どちらかというところ、ほんとうに鈴木さんのおっしゃっているような命、安心のほうでとっていただけたらいいかな、意味合いとしてはと思うんですが、いかがでしょうか。

○水津部会長　　そうですね。いじめによる不登校対策みたいな。

○子育て支援課長　不登校の原因、別にもあると思うので、それがいじめにはなっていない且なのか、もしくは教師からの体罰とかなのか、そういったところも含めて、こういう書き方になっているところはあると思うんですね。

なので、そういう目で、この子どもの安心・安全という目標1に対して、最善の利益を今後、進捗を追っていくに当たって、重点的に見たほうがいい、子ども・子育て会議で議論したほうがいいであろう事業は何なのかという視点で、もう一度お願いしたいなと思うんですが。

○水津部会長　　いじめ、不登校がどうなのかということの判断とか、そのことをも含めて対応しない

と、勝手に来ないんだからいいのよとかで、いじめられて来ないのよといって、そう簡単に線引きできる問題でもないというところが、すごく深いテーマであって、そこを含めて重点的に見ていく必要があるんだろうなと思われるので、というニュアンスなんです。だから、そこを少し、ここ文言整理、事業整理した中で、もう少し考えさせていただいてもいいですかということ。

○子育て支援課長 はい。

○水津部会長 とにかく、そのいじめ、不登校と虐待の問題は非常に重点的な課題なんだよということだけは、今、私たちの意思としてお伝えしたい部分とさせていただきたいと思います。

○児童青少年係長 目標2の重点項目について……。

○水津部会長 目標2に関しては、いかがでしょう。事業的に、先ほどから、ちょっとうーんというところもあるので、今すぐにどれがというふうに申し上げにくい部分もあるかなと思うんですけど。

○子育て支援課長 逆に、この大きな目標2に対して、どこに散らばっているにせよ、豊かな体験と仲間づくりを支えますという目標を推進するために毎年追ったほうがいいであろう、どこにあったとしても追ったほうがいいであろう重点事業という視点で挙げていただくのはいかがかと思うんですが。

○喜多先生 ちょっとだけ1つ、これも教育で、前回もお話したことなんだけど、子どもの現実というか、そこから出発するという意味では、市がやっているいろいろな調査の中で、やっぱり子どもの現実を反映している部分を目標2では大事にしたほうがいいかなと思うんですね。中高生の青少年調査では、やっぱりゆっくり休みたいという欲求がすごく強いことと、それから友達と遊びたいという、この2つは飛び抜けて欲求が高いことと、それから保護者調査の中で、放課後の過ごし方ということで圧倒的に多いのは、早期教育だの習い事、これが73%、77%という。

つまり、非常に放課後は早期教育漬けになっていて、子どもたちは休みたい、あるいは友達と遊びたいという、このあたりのところは何か共通の小金井の今の子どもや家庭の現状を反映しているように思うので、そこで出てくるのは、やっぱり子どもたちが安心して休める、あるいは友達と一緒に遊べる、そういう場をつくるのが非常に重要だし、早期教育には歯どめをかけないと、子どもたちがまさに休めないし、遊べない、友達との交流もできないということになってしまうので、そこは重点課題に、何か事業の中で反映してもいいのかなと思いましたね。この調査の結果のほうからですけど。

○水津部会長　私も全くもって同感です。子どもの居場所の拡充というか、というのも非常に。そこがあれば、いろいろなものが解決できることもたくさん出てくると思うので、その事業全体として重点とするというのはあるんじゃないかなと思います。そのことが不登校対策にももちろんつながるし、子どもの社会性の育成みたいなことにも当然つながってくると思うので、そこは、どれがということではなく、子どもの居場所を充実する交流の場、異世代の交流など子どもの居場所を充実するというもの自体を重点にさせていただきたいと思うんですけど。

○小川委員　例えば子どもの居場所の拡充するというようなところが、ほんとうにいろいろな社会教育団体とか、それから当局が連携とっていかないと、数が増えればいいというようなことではないって、すごく思っているんですね。実際に、例えば40人学級が1クラス、6年生がいたとして、20人、20人で男女がいたとして、子どもたち、今の現状を見ると、その半分ぐらいは習い事行っている。あるときに、こういうイベントがある。日曜日だけど、こういうイベントがある。そうしたら子どもたち、行ける子が何人いるかって調べてみたら、三、四人ぐらいしかいない。どうしてかという、ボーイスカウトやっていた、ガールスカウトやっていた、柔道やっている、剣道やっている、バレエの発表会がある、ピアノがある、それから塾に行くというような、調べてみたら。ある団体が6年生、ここの学校から30人出してください、90人もいるんだからと言われたって、子どもは行けない。

だから、ほんとうに子どもがしっかり集められるような、集まるような場所とか、時間とか、回数とかというのを考えていかないと、どこもいいことやっているのに、ちっとも子ども来ないんだよというようなことが起きないようにしていかなくちゃいけないんじゃないのかなと、すごく感じています。

だから、喜多先生がおっしゃっていたように、子どもの実態をやっぱり把握していくというのは、すごい大事だろうなと思います。

○水津部会長　塾や習い事というのが大半を占めているのは、実感としても、それはすごく思っているんですけど、別に親も、それだけがよくてやっているわけじゃなくて、ある意味、放課後の居場所がないから、塾や習い事で埋めていくという姿勢をとっている人たちのほうが、かなり数としては多いと思うんですよね。だから、居場所が充実していて、子どもたちが自由に遊べる場所があれば、そこまで行かなくてもいいのにとというようなものもたくさんあるので。だからこそその充実だし、それは小川先生のおっしゃるように、数

があればいいということだけではなくて、そのことが情報としてきちんと子どもたちに発信できているかということもすごく重要だし、その子どもたちが行ける場所で、行ける時間帯で、行けるどういうものがあるのかということが、質と量が、やっぱりバランスがあつてのことだと思うので、そこも全部含めて、拡充とか充実というふうに捉えるのかなと思います。

ちょっと時間が大分来てしまって非常に申しわけないんですけど。そうすると、目標2のところは、どの事業というよりは、子どもの居場所のところを重点課題にさせていただきたいというのが私たちの今のところの考えなので、そういうふうにお伝えしておきたいということと、あと、実は、あと1回なんです。ただ、事務局が整理、一応していただいたものを、そこでまた出していただいて、そこで検討ということになると、その次のところに進めなくなってしまうので、できれば一度整理したものを、部会ということではなくて、部会の情報交換のような、内部学習みたいな形で一度、検討させていただく時間を設けさせていただいて、それで3回目にもう一度、喜多先生に来ていただいて、そのことの確認と、あと先ほど前田さんのほうから出た、ほかの目標3から6までの間の整合性みたいなことを。そうしないと検討ができないので、まず日程調整等はさせていただいて、できたらどこかで打ち合わせを。

○子育て支援課長 第3回に向けての。

○水津部会長 準備会みたいな。

○子育て支援課長 準備、確認会みたいなものが、機会を設けさせていただく調整をさせていただけたらと思います。

○水津部会長 はい。ということで、よろしいでしょうか。

結構いろいろと課題があつて、事務局にもいろいろとご負担はおかけするかなとは思いますが、時間も限られている中で有効にしていきたいのと、あと、これは5年間の大事な計画になるところなので、そこは惜しまずやらせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今後の予定としては、そういう形でよろしいでしょうか。前田さん。

○子育て支援課長 今日の確認をさせてください。今日お話しいただいたのが、成果目標の設定の仕方、型式としては、これでよしと。いろいろご意見がありましたので、それがそのまま、追加希望があつたキーワードとか入れるような形になるのか等々は事務局のほうで確認とどうか、検討させていただいて、子どもの権利に関する部分につきましては子どもの権

利部会のほうに、それ以外の部分については本体会議のほうに諮らせていただく形になるかと思えます。

それと、教育委員会絡みのものがあつたので、いただいた意見全てが反映できるとは、ちょっと明言できないんですけども、極力調整をして、次回、その勉強会までに、お出しできればなと思えます。

それと、方向性ごとの事業の整理についても一定ご理解をいただいたというところで、目標2については、もう一度見直しをさせていただきます。

重点事業について、目標1についてはオンブズパーソン、虐待対応と虐待啓発、あと広報については事業として入れておく、不登校については、5との整合性というところで保留にさせていただきます。意見としては、報告書には入れたいと思えます。

目標2については、重点事業としては掲載、特に希望がないという形で、全体として子どもの居場所の充実というところで図っていきたいというところ、ご意見をいただいたという認識で今日は大丈夫でしょうか。

○水津部会長 はい。

○児童青少年係長 ありがとうございます。そうしましたら、第3回としての次回の日程だけ、ご案内させていただきます。10月31日木曜日、朝9時から601会議室を今ご用意中でございます。傍聴者の方が入ると狭い場所になるので、もうちょっと広い場所が見つかったら、そちらにまた移動をさせていただければと思っております。

議題としては、第1章の課題と方向性の部分を中心に、子どもの権利に関する部分の文言整理。今回、かなり入れかえを行いましたので、そこもちょっと変わってくるかなというところと、あと全体的なまとめ、報告書として子ども・子育て会議にどういうものを出すかというところを調整をさせていただきたいと思っております。以上です。

○水津部会長 以上です。

では、また日程調整がかかりますけれども、ご協力いただいて、次は正式には部会は31日ということになりますので、よろしく願います。

今日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

— 了 —